

NPDIによる2015年NPT運用検討会議への合意文書案の概要

1 核軍縮

(1) ポスト新START条約における核軍縮

米露に更なる核軍縮のための新たな交渉を開始することを求める。米露以外の核兵器国にも核軍縮交渉に参加することを求め、多国間交渉が開始するまでは、核兵器国に核兵器保有量を増やさないことを求める。

(2) 非戦略核

将来の核軍縮交渉に非戦略核を含めることを求める。全ての核兵器国及びその他の核保有国に、核兵器の宣言政策との関係で非戦略核の配備体制を見直すことを求める。

(3) 核兵器の役割低減

核戦力の量的削減には安全保障戦略、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割・意義を低減することが伴わなければならない。

(4) 警戒態勢解除

全ての核兵器国に、一方的であれ、二国間であれ、又は地域的にであれ、核兵器の運用態勢を低減するための具体的措置をとることを求める。

(5) 核兵器の透明性向上

透明性の原則は、検証可能性及び不可逆性という核軍縮の他の原則を支える。核兵器国に、2020年までの運用検討プロセスにおいて、標準報告フォームを活用し核軍縮活動に関する年次の定期報告を行うことにコミットすることを求める。報告内容における情報の透明性を改善するよう継続的に努力することを求める。標準報告フォームには、核弾頭の数・種類・配備状態、運搬手段の数・種類、兵器用核分裂性物質の生産量等を含むべきである。

(6) 非核兵器地帯及び消極的安全保証

核兵器国に、非核兵器地帯条約の議定書を発効させるための全ての措置をとることにより、非核兵器地帯の意義を認識することを求める。NPT上の不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを保証することを求める。

(7) 包括的核実験禁止条約(CTBT)

未批准の8発効要件国に、他国の批准を待つことなく批准することを求める。核兵器国はCTBT批准を奨励する責任があり、そのためのイニシアティブをとることを求める。CTBT批准までの間、核実験モラトリアムを維持することを求める。

(8) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)

できればジュネーブ軍縮会議(CD)において、FMCTの交渉が即時に開始することを求める。FMCT発効までの間、核兵器国及びその他の核保有国に、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを維持・宣言することを求める。

(9) 軍縮不拡散教育

核兵器のない世界を実現するためには長期にわたる継続的努力が求められるため、次世代を担う若い世代への教育が極めて重要。中央及び地方政府、国際機関、NGO、メディア等は相互作用を通じて互いに協力し、学び合うべきである。ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)といったIT等を活用することはより効果的。

2 核不拡散

(1) 核兵器国における保障措置

核兵器国に、自発的保障措置協定の運用見直し・手直し、追加議定書の適用範囲拡大、軍事的用途がなくなった核物質をも不可逆的に保障措置下に置くことを可能とする仕組み作りなどによって、保障措置の適用範囲を最大限拡大することを探求することを求める。

(2) 国際原子力機関 (I A E A) 追加議定書

追加議定書を締結していない全ての国は、モデルに基づく可及的速やかな追加議定書を締結することを求める。IAEA 及び IAEA 加盟国に、他国による追加議定書の締結に向けた支援を継続することを慫慂する。

(3) 輸出管理

効果的な国内輸出管理体制の整備・強化のためのベスト・プラクティスや教訓の共有を奨励する。原子力関連品目・技術の供給条件として IAEA 保障措置上の義務の遵守を求める。新たな原子力供給の取り決めには包括的保障措置協定及び追加議定書の締結を条件とする。原子力供給国グループ(NSG)等の多国間で合意されたガイドライン等を遵守するよう求める。

3 原子力の平和的利用

(1) 原子力の平和的利用と原子力安全

原子力の平和利用はNPT締約国の奪い得ない権利。気候変動問題及びエネルギー安全保障に対する手段としての原子力への需要は増大しており、また、保健、農業、水資源管理や産業への適用等の分野における原子力技術のより広範な適用やアクセスの拡充は重要であり、世界の平和、保健、及び繁栄への原子力の平和的利用の貢献を加速し、かつ拡大するための協力はIAEA憲章の中心的な目的である。

一方、その利用にあたっては、3S（保障措置、原子力安全、核セキュリティ）の確保が必要であると認識。

（２）核セキュリティ

各国が、IAEA核セキュリティ・シリーズ文書の基本文書に合意し、勧告文書の指針を満たすことを勧告する。核兵器国及びその他の核保有国に、非民生用核物質の防護強化のため、国際的に合意された指針を考慮することを宣言することを勧告する。各国が核テロ防止条約、核物質防護条約及びその改正を締結する。全NPT締約国が、国連安保理決議1540号等関連国際要件の完全な実施等、核セキュリティ強化に向けて協働することを確認する。

4 その他

（１）北朝鮮

北朝鮮による核及びミサイル計画を、NPTを損なうものとして強く非難する。また、一連の弾道ミサイル発射を非難する。北朝鮮に対し、2005年の六者会合共同声明や安保理決議を遵守し、全ての核兵器及び既存の核計画を放棄し、NPTやIAEA保障措置協定の遵守に立ち戻るよう強く求める。また、弾道ミサイル発射、核実験等の更なる挑発行動の自制を求め、寧辺における核施設の再稼働等の動きに遺憾の意を表明し、全ての核活動を即時に停止するよう要求する。

（２）イラン

EU3+3とイランとの交渉を奨励し、これが最終的且つ包括的なイランの核問題の解決につながるものとなるよう期待。イランに対し、IAEA追加議定書批准等の措置をとることを求める。また、イランの平和的原子力エネルギー利用に関する権利を尊重する一方で、国際社会の懸念とPMD（軍事的側面の可能性）等の解決に向けたIAEAの取組を支持し、イランに対し、この点に係るIAEAへの全面協力を求める。

（３）中東非大量破壊兵器地帯

域内国に中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議の枠組みにつき合意するよう協働することを慫慂する。域内国にファシリテーター（ラーヤバ・フィンランド外務次

官)と引き続き建設的に協力することを慫慂する。招集者(国連事務総長, 米, 英, 露)及びファシリテーターに建設的かつ柔軟で前向きな努力を続け早期の会議開催を確保することを慫慂する。

(4) 核兵器の非人道的影響

70年に及ぶ核兵器不使用の記録が永久に続けられることはすべての国の利益。核兵器の非人道的影響は, すべての核軍縮・不拡散の努力を根本的に下支えする。すべての国に開かれた普遍的なものとして国際社会を「結束させる」触媒であるべきである。核兵器の非人道的影響に関する認識を世代と国境を越えて「広げていく」。科学的知見を「深めていく」。

世界の政治指導者たちの広島・長崎訪問を呼びかける。

(5) 脱退

締約国がNPTに留まることを奨励し, また脱退することを思いとどまらせるための包括的アプローチがとられるべき。脱退は異常な状態に直面した場合に限る。脱退国は, 脱退後も脱退前の違反に係る責務を負う。寄託国等は, 脱退を再考させるべく外交的努力を行う。脱退前に取得した核物質, 機材・技術は, 引き続き IAEA 保障措置の下に置く。